

長崎市告示第 522 号

長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 14 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本市の中学校の生徒がスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、経済的理由により認定地域クラブ活動に係る活動費に対する支援が必要な世帯の中学校の生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の対象となる者は、長崎市に住所を有し、かつ、長崎市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱（令和 6 年長崎市告示第 2 2 6 号）第 2 条第 1 号に規定する認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）を行う中学校の生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護世帯に属する者（第 4 条に規定する経費の全てを生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助（学習支援費に限る。）として受給している者を除く。）

(2) 市民税非課税世帯に属する者

(3) 就学援助世帯に属する者

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。

）は、認定地域クラブ活動に係る事業とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。

）は、補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。

(1) 年会費及び月会費

(2) 保険料（補助対象者が監護する生徒の活動に係るものであって、当該補助対象者が直接支払ったものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費に相当する学習支援費を受給している場合は、当該経費から当該学習支援費を差し引くものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、1 会計年度中に支払った補助対象経費の合計額とし、生徒 1 人当たり 36,800 円を上限とする。ただし、生徒が認定地域クラブ活動を行わない月がある場合は、認定地域クラブ活動を行った月に 3,000 円を乗じて得た額に 800 円を加えた額を上限とする。

（交付の申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の期日は、補助対象事業を行う年度の 3 月 31 日とする。

2 規則第 2 2 条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

3 規則第 3 条第 1 項第 5 号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 第 2 条第 1 号に該当する者 長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証の写し

(2) 第 2 条第 2 号に該当する者 申請年度における市民税が非課税であることを証明する書類

(3) 第 2 条第 3 号に該当する者 申請年度における就学援助費決定通知書の写し

4 規則第 3 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する書類の添付は省略するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 規則第 7 条第 1 項の別に定める期日は、規則第 6 条第 1 項の規定による通知を受領した日から起算して 3 0 日を経過した日とする。

（実績報告）

第 8 条 規則第 1 2 条第 2 号の別に定める期日は、補助対象事業を実施する日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日とする。

2 規則第 2 2 条の規定により、補助対象事業が完了したときは、規則第 1 2 条の補助事業等実績報告書に代えて、長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付実績報告書（第 2 号様式）により行うものとする。

3 規則第 1 2 条第 2 号の市長が必要があると認める書類は、補助対象経

費の支払を証明する書類とする。

（補助金の交付手続の特例）

第 9 条 規則第 2 1 条の規定により、規則第 1 3 条の手続は、規則第 6 条に規定する手続に併合するものとする。ただし、規則第 1 5 条第 1 項ただし書の規定により概算払により補助金の交付を受けたときはこの限りでない。

（委任）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先） 長崎市長

申請者 住所

所属クラブ名

保護者氏名

長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		補助事業等の名称	長崎市経済的支援を要する世帯に対する 認定地域クラブ活動費補助金	
補助事業等の目的及び内容		長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動 費補助金交付要綱に定めるもの		
世帯の区分		1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯 3 就学援助世帯		
参加生徒氏名				
年会費 及び月会費			参加生徒に 係る保険料	
合計額				
交付申請額（上限 36, 8 0 0 円）				

第 2 号様式（第 8 条関係）

長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付実績
報告書

年 月 日

（あて先） 長崎市長

補助事業者 住所

所属クラブ名

保護者氏名

長崎市経済的支援を要する世帯に対する認定地域クラブ活動費補助金交付要綱
第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

交付決定 年月日		補助事業等の名称	長崎市経済的支援を要する世帯に 対する認定地域クラブ活動費補助 金	
補助年度		文書番号	長崎市教育委員会第	号
補助事業の 完了年月日		補助金交付決定金額		
補助金の既交付金額				
支払済み年会費 及び月会費			支払済み保険料	
合計額				
補助金等の交付確定金額				